

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月17日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730108

研究課題名（和文） 日・米・英における弁護士の公益活動－その理論と実践

研究課題名（英文） Pro Bono Activities of Lawyers in Japan, the US and the UK
－ its Principle and Practice

研究代表者

石田 京子（ISHIDA KYOKO）

早稲田大学・法学学術院・助教

研究者番号：10453987

研究成果の概要（和文）：本研究では、いわゆるプロボノ活動の在り方につき、米国、英国との比較検討を行った。聞き取り調査からは、日本の弁護士の伝統的な形態である「取れるところから収入を得て、これを公益活動で還元する」という公益活動の在り方が現在においても主流であることが明らかになった。一方、米国の弁護士の公益活動の形態として、大手法律事務所が公益業務担当弁護士を擁し、所属弁護士全員分の公益業務を担うというモデルがあることも明らかになった。現時点の結論としては、日本の弁護士もまた、米国、英国の弁護士と同様、公益性を内在しており、したがって公益活動はその職務の本質的部分と結びついているものであるものの、これを実践するための制度的枠組みが必ずしも十分とは言えず、弁護士会単位ではない、事務所主導の公益活動をより活発に行うべきと考えている。

研究成果の概要（英文）：This research project explored how pro bono activities of lawyers in Japan should be by comparing with the US and the UK lawyers. Through interviews, it became clear that, even today, the traditional model of pro bono - earning fees from the rich and transferring it to the poor - was still the major way of pro bono activities in Japan. On the other hand, it was found that in the US large law firms there was an advocate called pro bono officer and he or she conducts pro bono activities for all constituted lawyers. As a tentative conclusion, Japanese lawyers also intrinsically contain “public interest” similar to lawyers in the US and the UK, and thus pro bono activities are connected to their fundamental part of duties. However, in Japan, the systematic scheme to practice pro bono is not sufficiently prepared for current trend of lawyer practice. We need to develop diversified styles of pro bono activities which are not necessarily based on bar associations but supported by private lawyers and consumers.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：社会科学（法曹倫理）
科研費の分科・細目：新領域法学
キーワード：法曹、弁護士制度、司法制度、司法アクセス

1. 研究開始当初の背景

2004年に制定された弁護士の行為規範である弁護士職務基本規程第8条は、公益活動を実践する弁護士の義務を規定した。

一方、研究開始当初の2009年、弁護士人口の増加に伴い、弁護士の質の低下や、公益活動への参加が減ることが懸念されていた。そもそも、何故弁護士には公益活動を行う責務があるとされているのか、この理論的な部分については、必ずしも十分な研究の蓄積が存在しない状況にあった。また、弁護士が増員する中で、どのようにしたら効果的に公益活動を行うことができるのか、その方法論についても十分な研究はなされていなかった。

2. 研究の目的

本研究は、弁護士の公益活動について、その理論と実践を比較法社会学的に検討することを目的としている。弁護士職務基本規程第8条が、公益活動を実践する弁護士の義務を規定し、公務員ではない、私人であるところの弁護士が、公益活動を行う義務を負うのはなぜだろうか。

本研究はその理論的根拠を日本、米国、英国の文献から検討し、また、現実に今日、弁護士は自らに課された責任をどのように果たしているのか、日本、米国、英国の状況についてフィールドワーク調査を行い、比較法社会学的考察を行う。日本では必ずしも学術的研究の蓄積が十分でないこの分野について、米国と英国では多くの理論的・実証的研究がなされている。これらを参照し、日本の弁護士制度と照らし合わせて検討することは、それ自体が有意義なことであるとする。

特に、既に弁護士人口の急激な増加を経験した米国および英国において、公益活動がどのように位置づけられ、実践されているかを検討することは、今後弁護士人口の増加が予定されている日本において、どのようにしたら公益活動を効果的に促進することができるのかを検討する上でも有益であるとする。

3. 研究の方法

本研究は、文献調査およびフィールドワーク調査をその方法として予定していた。

平成21年度および平成22年度は、文献研究を基礎とした。英国、米国、日本の法曹制度およびプロボノの状況について述べてある文献を収集し、検討を行った。平成23年度は、平成22年度に行った文献研究を基礎として、日本での弁護士への聞き取り調査、米国、英国での現地訪問調査を予定していた。

ただし、平成23年6月から9月にかけて、研究代表者が出産のため産休を取得したため、実際には米国、英国への訪問調査は実施できなかった。この代わりとして、訪問予定であった研究者・実務家に対し、書面での質問状等を送付している。国内においては、平成22年度に弁護士会および実務家への聞き取り調査を実施した。

4. 研究成果

研究代表者が平成23年6月から9月にかけて出産のため産休を取得したこと、および書面による調査の返信が必ずしもタイムリーに行われなかったこともあり、最終的な成果の公表は、未だまとめきれていない。

本研究の中間報告としては、平成22年にアメリカ法社会学会（Law and Society

Association) での学会報告を行った。本学会報告では、比較法学者および法曹倫理の専門家から有意義な批評を受けた。

日本での弁護士会および実務家に対する聞き取り調査からは、今日においても、日本の伝統的な公益弁護活動の形態である、「取れるところから収入を得て、貧しい人に公益活動を通じて還元する」というモデルが主流であることが明らかになった。また、幾つかの弁護士会においては、公益弁護活動を義務化としているものの、活動の代替として金銭の納入を認めており、多くの会員が弁護士会に金銭を支払うことによって公益活動を免れていることが明らかになった。

現時点の結論としては、弁護士会による公益弁護活動の義務化は、これが公益活動の総量を増やすものであるかどうかは別として、弁護士の使命を喚起し、「きっかけ」を与えるものとしては有効であると考えられる。加えて、公益弁護活動を行う代わりに納入された金銭は、確かに司法アクセスの改善に寄与するために用いられており、その意味でも義務化という制度には司法アクセスを促進する側面がある。加えて、日本の弁護士もまた、米国、英国の弁護士と同様、公益性を内在しているのであり、公益活動はその職務の本質的部分と結びついているのであるから、弁護士を規律する主体であるところの弁護士会がこの義務化の制度を導入することには正当性がある。

しかし、公益弁護活動の実践のためのメカニズムとして、専ら弁護士会を中心に組み立てることには限界があると考えられる。弁護士業務の多様化や、法律事務所形態の多様化を考えると、弁護士会による一律的な活動の義務化や、弁護士会を中心とした公益弁護活動は公益弁護活動の「総量」を増やす枠組みとしては不十分である。現時点においても、公益弁護活動の受け皿となっている幾つかの NGO や法律事務所は存在するが、弁護士人口全体からすると、そのよ

うな活動に従事している割合は決して多くないようである。

今後は、より多くの弁護士を取り込むことのできる NGO によるマッチングや、大規模な法律事務所による公益弁護活動専門の弁護士の採用など、より多様な形態を弁護士とその利用者の側で設計していくことが必要である。この参考になるものとして、アメリカの大規模法律事務所における Pro Bono Officer の活動が考えられる。これは、弁護士一人当たりが従事すべきとされている公益活動に費やす時間の、事務所を構成する弁護士全員分についてまとめて引き受ける「公益弁護活動専門弁護士」を大規模法律事務所で雇うというモデルである。Pro Bono Officer は、常に公益弁護活動に関連した業務に従事し、必要に応じて事務所の構成員である他の弁護士を巻き込んだ活動を行っている。この他の参考例として、リーマンショック後にシカゴを中心とした大規模法律事務所で行われた、研修の代わりに採用した新人弁護士を NGO に一年間派遣して公益業務に従事させる、という制度がある。もともとは、大手法律事務所におけるリーマンショック後の経費削減という目的から導入された制度であったが、実際に行ってみると、受け入れ NGO にとっても、新人弁護士にとっても、そして法律事務所にとっても有益な試みであったことが報告されている。さらに、英国では、資力のない消費者(法律サービスの利用者)と、公益弁護活動を行いたい弁護士とをマッチングする制度も民間ベースで運営されている。これらの実践は、全て日本において導入不可能なものではなく、利用者と弁護士が知恵を出し合いながら、より日本の状況に合致したモデルを作成することが可能であると考えられる。

なお、本研究の計画にはなかったが、平成 23 年度後期には、震災における法律家の役割について検討を行った。東日本大震災の後、法律家の役割が日本中において注目を集めて

いる。司法アクセスの促進はもちろん、平時においては存在しなかった法的問題について、いかにして柔軟に取り組むかが問題となっている。参考になるであろうケース・スタディとして、ハリケーン・カトリーナがニューオーリンズ一帯を襲った際に米国の弁護士がどのような公益弁護活動を行ってきたのか、文献を中心に調査検討を行った。特に、緊急時において通常のプラクティスとは異なる行為規範が採られる点があるのかどうか、また、災害時における弁護士の倫理の特徴的な部分は何であるかに焦点を当てて検討を進めた。災害時こそ救済が必要な弱者の存在があり、救済する法規があっても、この適用が実質的に弱者を救済できないときに法律家はどのようにして現実的に救済を実行するのか、幾つかの具体的事例について検討を行った。

上に述べた研究成果については、可能な限り速やかに、学会報告および論文発表の形で

公表を行っていく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計1件)

- ① Kyoko Ishida, “Pro Bono Lawyering in Japan,” Law and Society Association Annual Meeting 2010, 2010年5月30日, シカゴ (USA).

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石田 京子 (ISHIDA KYOKO)
早稲田大学・法学学術院・助教
研究者番号：10453987